

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に 14,957 人の人（うち職場での受動喫煙は 7,792 人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することいたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 30 年 12 月 14 日 13 時 30 分から 16 時 30 分

場所：(一社) 岩手県医師会館 視聴覚室

〒020-8584 盛岡市菜園二丁目 8 番 20 号

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

⑤ その他

参加要領：以下の申込書に事業場名、参加者名、ご連絡先の電話番号、FAX 番号を記載し、(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会岩手支部 (FAX 019-654-3589) まで FAX でお送りください。

申込期限：11月30日

定員：100 名程度（先着順です）

参加費：無料（テキスト等も無料）

問合せ先：(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会岩手支部 事務局

〒020-8584 盛岡市菜園二丁目 8 番 20 号 (一社) 岩手県医師会館内

TEL019-651-1455 (担当：赤坂 奈月)

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

ファックス番号 019-654-3589

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会岩手支部

12 月 14 日の説明会に参加します

ご所属：

お名前：

ご連絡先：電話番号

FAX 番号